

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2020年度第1回)審議概要

開催日及び開催場所	2020年6月18日(木) 書面による審議		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪市立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科教授)		
審議対象期間	2020年1月1日～2020年3月31日		
抽出案件	5件(総件数77件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	1件(総件数2件) (案件①)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数9件) (案件②)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数3件) (案件③)
	建設コンサルタント業務等		1件(総件数39件) (案件④)
	物品等の購入等		1件(総件数24件) (案件⑤)
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p>【案件①】 「海老江工区鋼桁及び鋼製橋脚工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術的難易度の高い工事の受注実績」はどのように判断しているのか。 ・技術点及び品質確保体制に関する差の具体的な説明をお願いしたい。 <p>【案件②】 「伸縮継手補修工事（2019-1-環）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札調書に記載されている「入札価格に当該価格の10%に相当する額を加算した金額が契約希望価格」の意味を説明してほしい。 <p>【案件③】 「コンクリート床版大規模更新工事（2019-2-守）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注に際し社内技術審査会で審議・了承された工事を「技術的難易度の高い工事」として認定したうえで契約している工事があります。その後の工事公告において対象となる期間に「技術的難易度の高い工事」として認定された工事を受注した実績のある受注者が、その工事を実績として申請すれば加点の対象となるものです。 ・一般的な施工体制・品質管理だけでなく、現地条件・構造特性を踏まえた具体的な記述のあった者がより高い評価となっています。 ・入札金額は「消費税等相当額」を除く金額にて記載されるため、入札後価格協議を実施しない工事においてはその入札金額が、価格協議を実施する工事については価格協議成立後の金額が記載された入札金額と差しかわり契約金額となることから、公表の様式として固定の文章として「入札価格に当該価格の10%に相当する額を加算した金額が契約希望価格」としています。また、この案件は、価格協議後の金額を改めて契約制限価格にしているものではなく、当初から契約制限価格を目安価格と読み替えその金額を超過しても総合評価の対象として契約できる「目安価格方式」を導入しています。

【案件④】

「喜連瓜破橋大規模更新工事設計業務」

- ・特に意見なし

【案件⑤】

「料金收受業務支援システム導入機器賃貸借等契約（2019年度）」

- ・落札率が34%と非常に低いが、この原因は何か。いつもこのような形であれば、もともとの想定金額を見直す必要があるのでは。

- ・複数の社から見積徴収を行って市場価格の調査をし、適正に契約制限価格を設定しました。

入札時は見積時よりも競争が働き、その結果、落札率が低くなったと考えています。

以 上